

大子町告示第4-2号

大子町新型コロナウイルス感染症対策登録制度実施要綱を次のように定める。

令和4年1月24日

大子町長 高梨哲彦

大子町新型コロナウイルス感染症対策登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の対策を実施する町内のホテル・旅館及び飲食店について、町が登録する制度（以下「登録制度」という。）を設けることにより、町民及び観光客等が安心・安全に当該施設を利用できる環境を整備することを目的とする。

(事務の委託)

第2条 町長は、登録制度に係る事務の一部を適切に実施できると認められる法人その他の団体に委託するものとする。

(対象施設)

第3条 登録制度の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受けた同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業を行う者が当該許可に基づき町内において営業する施設（以下「ホテル・旅館」という。）
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を受けた食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1項第1号に規定する飲食店営業を行う者が当該許可に基づき町内において営業する施設（以下「飲食店」という。）

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象施設としない。

- (1) 大子町暴力団排除条例（平成24年大子町条例第1号）第2条第1号又は第3号に規定する者若しくはこれらの者と密接な関係を有する者が営業する施設
- (2) 前号に掲げるもののほか、登録制度の目的に照らして適当でないと町長が判断する施設

(登録基準)

第4条 町長は、対象施設の登録に当たり当該対象施設を営業する事業者が取り組むべき新型コロナウイルス感染症対策の基準（以下「登録基準」という。）を別に定めるものとする。

(登録の申請)

第5条 登録を受けようとする事業者は、対象施設ごとに、たき丸認定あんしん登録店登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) ホテル・旅館にあつては、旅館業法による営業許可証の写し
- (2) 飲食店にあつては、食品衛生法による営業許可証の写し
- (3) たき丸認定あんしん登録店感染拡大予防チェックシート
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(登録等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の申請が登録基準に適合していると認めるときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を登録するものとする。

3 町長は、前項の規定により対象施設を登録したときは、たき丸認定あんしん登録店登録通知書（様式第2号）により当該申請をした事業者に通知するとともに、登録した旨を表象するステッカー及びのぼり（以下「ステッカー等」という。）を交付するものとする。

4 町長は、第1項の申請が登録基準に適合していないと認めるときは、当該申請をした事業者に対し、登録基準に適合していない事項を摘示し、適合するように指導等を行うものとする。

5 町長は、対象施設が茨城県が実施する「いばらきアマビエちゃん」の登録を受けた施設であるときは、第1項に規定する現地調査等を省略して登録することができる。

(ステッカー等の掲示等)

第7条 前条の規定により登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、当該登録に係る対象施設（以下「登録施設」という。）においてステッカー等を掲示できるとともに、その広告物等において「たき丸認定あんしん登録店」の名称を使用できる。

(登録施設の周知)

第8条 町長は、大子町等のホームページに掲載すること等により登録施設の情報を広く

周知するものとする。

(変更の届出)

第9条 登録事業者は、登録施設の名称その他登録に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、たき丸認定あんしん登録店変更届出書(様式第3号)により町長に届け出なければならない。

(調査等)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、登録施設を調査し、新型コロナウイルス感染症対策の実施状況の点検及び報告を行わせることができる。

(登録事業者の責務)

第11条 登録事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 登録基準への適合状況を日々確認すること。
- (3) ステッカー等の適正な使用及び管理を行うこと。
- (4) 町長が行う登録施設に係る調査に協力すること。

(登録の辞退)

第12条 登録事業者は、その登録施設が登録基準を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、たき丸認定あんしん登録店登録辞退申出書(様式第4号)により登録の辞退を申し出なければならない。

(登録の取消し)

第13条 町長は、前条の規定による申し出があったとき、又は登録施設が登録基準を満たさなくなったことを確認したときは、登録事業者に対して改善を要請し、又は登録を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、たき丸認定あんしん登録店登録取消通知書(様式第5号)により登録事業者に対しその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された対象事業者は、遅滞なくステッカー等を返還するとともに、「たき丸認定あんしん登録店」の名称の使用を停止しなければならない。

(免責)

第14条 町長は、対象施設が登録を受けられなかったこと、又は登録事業者が登録を取り消されたこと、若しくは登録施設において新型コロナウイルス感染症が発生したことにより登録事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又

は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、登録制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。